

該非判定書

作成責任者

会社名:IARシステムズ株式会社

役職:代表取締役社長

氏名:原部 和久

電話番号:03-5298-4800

対象貨物・役務

プログラム暗号化・復号化装置

IAR Systems 社 製 型名: Secure Deploy-Prototyping (型番: SDP)

及び、これと連携するプログラム

名称: Embedded Trust (型番: ET**) **部分は対象マイコンコアによる

判定 (2024.9.8施行法令準拠)

輸出令別表第一の	1項~15項	非該当
同	16項	該当
外為令別表の	1項~15項	非該当
同	16項	該当

判定理由

標記貨物は、ソフトウェアの不正使用を防止するための暗号装置である。当該ソフトウェアの暗号化、正規ユーザーによる復号化、暗号鍵の生成・管理等を実行する。

輸出令について

暗号装置は輸9(7)で規制され、「データの機密性確保のための暗号機能」を有することが該当要件の一であるところ、この用語の定義において、認証や著作権管理を目的とするものは除外されている。(運用通達)よって、本項番に非該当である。

他に検討すべき項番はないため、標記貨物はリスト規制について非該当と判定する。

外為令について

対象貨物には、これと連携するプログラムが付属する。暗号プログラムは外9(1)で規制され、輸9(7)該当品を設計・製造・使用するのためのもの、および該当品と同等の機能を有するものが該当となる。標記プログラムは、本体貨物を使用するためのものと言えるが、本体貨物がリスト規制に非該当であるため、本件プログラムも非該当となる。

他に検討すべき項番はないため、標記プログラムはリスト規制について非該当と判定する。

添付資料

- 項目別対比表 (全2頁)
- 対象貨物資料 (全3頁)

輸出貿易管理令 別表第一 項目別対比表 (該非判定用)

2024.9.8 施行法準拠

認証と著作権保護

貨物名：プログラム暗号化・復号化装置

メーカー名：IAR Systems 社

型及び銘柄：Secure Deploy-Prototyping (型番:SDP)

9(7) 暗号装置又はその部分品	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第8条 輸出令別表第一の9の項の 経済産業省令で定める仕様のもは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (第3条第十九号ハ(二)2、本号へ、第十一号又は 第10条第五号イに該当するものを除く)	【 × 】 《 》		
イ 対称アルゴリズムを用いたものであって (中略) 又は非対称アルゴリズム (アルゴリズムの安全性が、次の (一)から(六)までのいずれかに該当する困難性に基づくもの に限る。)を用いたものであって、 データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計 し、又は改造したもの (カッコ内省略) のうち、 次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの ((十一) から (二十) までに該当するものを除く。)	[×] 《 》		暗号機能は認証と著作権保護にのみ用いられる。
(一) ~ (二十) 略			
ロ 暗号有効化の手段を用いることによるのみ、 ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもので あって、次のいずれかに該当するもの (以下略)	[×]		常時有効
ハ 量子暗号を用いるように設計し、又は改造したもの	[×]		量子暗号は使用していない
ニ 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術の ための (以下略)	[×]		ウルトラワイドバンド変調技術は 用いられていない
ホ スペクトル拡散のための拡散符号の生成 (周波数ホッピング のためのホッピング符号の生成を含む。) に 暗号技術を用いるように設計し、 (以下略)	[×]		スペクトル拡散は用いていない

判定結果

□該当

■非該当

作成責任者：(作成年月日：2024年9月8日)

会社名 IARシステム株式会社

所属・役職 代表取締役社長

(フリガナ) ハラベ カズヒサ

氏 名 原部 和久

電 話 03-5298-4800

該当項番

① 輸出令別表第一の項番 []

② 貨物等省令の条項等の番号等

[]

[]

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

2024.9.8 施行法令準拠

プログラム専用

技術内容:

IAR Systems 社 製 型名: Secure Deploy - Prototyping

と連携するプログラム 名称: Embedded Trust

9(1) 輸出貿易管理令別表第一の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第21条 [第1項] 外為令別表の9の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
五 第8条第二号イ(二)に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム	【 × 】		
六 第8条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム	【 × 】 《 》		(省令第8条 号)
七 第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム	【 × 】		(省令第8条 号)
七の二 第8条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】		
八 第8条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム	【 × 】		(省令第8条 号)
八の二 第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム	【 × 】		(省令第8条 号)
八の三 第8条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】		(省令第8条 号)
九 プログラムであって、第8条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号イのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(第8条第九号イ又はハからホまでに係るものにあつては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。)	【 × 】 《 》		(省令第8条 号) 非該当暗号装置の機能を実現するためのもの
九の二 プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)	【 × 】 《 》		
十七 第8条九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	【 × 】		

判定結果

□該当

■非該当

作成責任者: (作成年月日: 2024年9月8日)
会社名 IARシステムズ株式会社
所属・役職 代表取締役社長
(フリガナ) ハラハ カズヒサ
氏名 原部 和久
電話 03-5298-4800

該当項番

① 外為令別表の項番 []

② 貨物等省令の条項等の番号等 []

[]

[]

下線部注釈

プログラム イ: 市販暗号プログラム ロ: 副次的暗号プログラム を除く